

別紙 個別割引要項(エコスタイル社員用)

第1条 目的

別紙 個別割引要項(以下「本紙」といいます。)は、小売電気事業者である株式会社エコスタイル(以下「エコスタイル」といいます。)が、お客様の需要に応じて電気を供給する際の個別割引条件及び遵守すべき事項を定めることを目的としています。本紙に定めのない事項については、エコスタイルが別途定める需給契約の内容が適用されるものとし、需給契約と本紙の規定とが矛盾抵触する場合は、本紙の規定を優先して適用するものとします。

第2条 個別割引条件

1. 契約種別「アットホームプラン」に適用される個別割引条件及び割引の内容は、次のとおりとします。

① ソーシャルサポート

需給契約の締結時点において、お客様が20歳以下もしくは60歳以上のご家族と同居されていることをお申出された場合は、電力量料金単価を3%差し引くものとします。

② 社割でんき

需給契約の締結時点において、お客様がエコスタイルと雇用関係にある場合、もしくはエコスタイルと雇用関係にある者の親類縁者(1親等までとします。)である場合は、電力量料金単価を3%差し引くものとします。ただし、対象者のエコスタイルとの雇用関係が終了した場合、もしくは①ソーシャルサポートの割引条件が適用されている場合は、本条件の適用対象外となるものとします。

2. 契約種別「スタンダード A プラン」に適用される「社割でんき」の個別割引条件及び割引の内容は、次のとおりとします。

【社割でんき】

需給契約の締結時点において、お客様がエコスタイルと雇用関係にある場合、もしくはエコスタイルと雇用関係にある者の親類縁者(1親等までとします。)である場合は、電力量料金単価を3%差し引くものとします。ただし、対象者のエコスタイルとの雇用関係が終了した場合は、本条件の適用対象外となるものとします。

第3条 資格喪失

1. お客様は、前条に定める割引の適応条件を満たさなくなった時点で、割引を受けることができなくなります。また、この場合、速やかにエコスタイルへ申し出なければなりません。
2. お客様が資格喪失したにも関わらず、エコスタイルへ申し出を行わず、割引を受けた事が判明した場合、エコスタイルは、お客様に対し、最短の料金請求と合わせて受けた割引料金分の差額を請求するものとします。

附 則

1. 本紙の改正(2021年4月1日改正分)の実施期日

本紙の改正(2021年4月1日改正分)は、2021年4月1日から実施します。

2. 本紙の実施期日

本紙は、2021年2月1日から実施します。